

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

白川町長 佐伯正貴

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱の一部を改正する訓令

白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱（平成14年白川町訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号_____）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）事務の管理及び執行に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、住基ネットのセキュリティを確保し、個人情報の保護を図ることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入退室管理を行う場所)</p> <p>第8条 住基ネットの運用及び業務が行われる場所において、次に定める入退室の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 住基ネットのデータ、セキュリティ情報等の保管室及びサーバ、ネットワーク機器の設置場所（以下「<u>サーバー室</u>」という。）においては、入退室を管理する者（以下「入退室管理者」という。）から事前に許可を得た者（以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）事務の管理及び執行に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、住基ネットのセキュリティを確保し、個人情報の保護を図ることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入退室管理を行う場所)</p> <p>第8条 住基ネットの運用及び業務が行われる場所において、次に定める入退室の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 住基ネットのデータ、セキュリティ情報等の保管室及びサーバ、ネットワーク機器の設置場所（以下「<u>電算室</u>」という。）においては、入退室を管理する者（以下「入退室管理者」という。）から事前に許可を得た者（以</p>

改正後	改正前
<p>下「許可者」という。)に限り、その都度鍵を用いて入退室を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(入退室管理者)</p> <p>第9条 入退室管理者は、<u>サーバー室</u>にあつてはシステム管理者、業務端末の設置場所にあつてはセキュリティ責任者をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理簿の作成)</p> <p>第10条 入退室管理者は、<u>サーバー室</u>に職員以外の許可者を入退室させる場合は、必ず職員を立ち合わせるとともに、<u>サーバー室への入退室を記録</u> _____し、これを5年間保管しなければならない。</p> <p>(操作者識別カード及び暗証番号)</p> <p>第14条 アクセス管理責任者は、操作者識別カード及び暗証番号に関し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 操作者識別カード管理簿 (<u>様式第1号</u>) を作成すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>下「許可者」という。)に限り、その都度鍵を用いて入退室を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(入退室管理者)</p> <p>第9条 入退室管理者は、<u>電算室</u>にあつてはシステム管理者、業務端末の設置場所にあつてはセキュリティ責任者をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理簿の作成)</p> <p>第10条 入退室管理者は、<u>電算室</u>に職員以外の許可者を入退室させる場合は、必ず職員を立ち合わせるとともに、<u>電算室</u> _____<u>入退室管理簿 (様式第1号)</u>を作成し、これを5年間保管しなければならない。</p> <p>(操作者識別カード及び暗証番号)</p> <p>第14条 アクセス管理責任者は、操作者識別カード及び暗証番号に関し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 操作者識別カード管理簿 (<u>様式第2号</u>) を作成すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号に改める。

附 則

この訓令は、令和8年1月13日から施行する。